

平成30年度第2回宇佐市総合教育会議 会議録

日 時：平成31年2月1日（金） 午前10時から

場 所：宇佐市役所本庁 第2応接室

出席者：

【委員】

市長部局	是永市長
教育委員会	竹内教育長
	河野教育長職務代理者
	古里委員
	佐藤委員
	松永委員

【関係課】

教育委員会	教育次長	佐藤次長（兼社会教育課長）
	教育総務課長	出口課長（兼図書館長）
	学校教育課	竹下課長
	学校給食課	久井田課長
	教育総務課	酒井主幹（総括）

【事務局】

総務課	末宗課長
	土岐主幹（総括）
	渡邊

○総務課長

皆さん、おはようございます。総務課長の末宗でございます。ただ今から、平成30年度第2回宇佐市総合教育会議を始めさせていただきます。開会にあたり、皆様にご了承をいただきたいことがございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、この総合教育会議は、個人の秘密を保つため必要がある場合及び会議の公正が害される場合等を除き、公開すると定められていることから、原則公開とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。それでは初めに、是永市長からごあいさつを申し上げます。市長よろしく願いいたします。

○市長

皆さん、おはようございます。市長の是永でございます。本日は、平成30年度第2回宇佐市総合教育会議を招集いたしましたところ、委員の皆様には、大変お忙し

い中、ご出席いただき誠にありがとうございます。また、平素から宇佐市の教育の充実・発展のためにご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。開会にあたり2点お話をさせていただきますと思います。1点目は、院内町高並の出身で郷土の偉人「大井憲太郎」についてであります。昨年12月30日に、宇佐学マンガシリーズ(7)「民権運動のパイオニア大井憲太郎」が出版されました。2月11日には出版を記念して、テレビをはじめ様々なメディアで日本史の解説を行われている、河合敦氏にお越しいただき、講演会が開催されます。この本の作成に当たりましては、研究者がとても多いということで、十分に資料の収集、分析などを行うため、2年をかけて作成されたものであります。この宇佐学マンガシリーズは、郷土の偉人を子どもから大人まで知ってもらい、また、郷土を愛する心を育んでもらうためにつくられているものであります。新成人の方々に、郷土の偉人が日本の近代を形づくる重要な役割を果たしたことを知ってもらうために、成人式の際に記念品として贈呈をさせていただきました。新成人の方々が、これからの人生を送る上で、この本を役立てていただければと考えております。

2点目は「空がつなぐまち・ひと交流企画展」についてであります。この企画展は、旧海軍飛行場にゆかりのある宇佐市、兵庫県姫路市、加西市、鹿児島県鹿屋市の4市で設立した「空がつなぐまち・ひとづくり推進協議会」が企画したもので、昨年12月22日から市民図書館で開催され、22日にはシンポジウムも行われました。企画展には596名の方、シンポジウムにはおよそ100名の方と多くの方にご来場いただくことができました。この協議会は、「先の大戦時の遺産を記録し記憶を伝承することにより、平和の大切さを未来に語り継ぐため、旧海軍飛行場にゆかりのある4市が連携して、平和を祈念する情報発信、メモリアルイベント等を実施するなど、平和を願うツーリズム活動の浸透をめざす。」ことを目的としています。この協議会での活動を通じ、また、市としても、平和ツーリズムの推進を図っていくとともに、平和ツーリズムによる交流人口の拡大と地域消費の拡大を図っていきたいと考えております。

さて、本日の総合教育会議の協議・調整事項は、「平成31年度教育委員会の基本方針等について」と「子どもの安全対策について」であります。基本方針については、これまで教育委員会において実施されてきた施策などを踏まえつつ、更に発展・充実したものを策定いただけるよう、また、子どもの安全対策については、教育委員会と市長部局とで更に連携を深められるようよう、この総合教育会議の協議・調整事項が意義のあるものになればと考えております。委員の皆様には、本日の会議がより有意義なものとなりますようご理解とご協力をお願い申し上げます。冒頭に当たってのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○総務課長

早速ですが、次第に従い協議・調整事項に移ります。ここからの進行は、宇佐市総

合教育会議設置要綱第4条第1項の規定に基づき、市長が議長として進めていただきます。市長よろしくお願いたします。

○市長

それでは協議・調整事項に入ります。議題の1点目は「平成31年度教育委員会の基本方針等について」ですが、協議内容を鑑み、教育委員会の各課長に同席をいただいておりますので、よろしくお願いたします。具体的な内容について、教育委員会から説明をお願いたします。

○教育次長

おはようございます。教育次長の佐藤でございます。協議・調整事項の1点目、「平成31年度教育委員会の基本方針等について」を説明いたします。

まず、この「基本方針」策定の背景や位置付けから説明いたしますと、国は、教育基本法第17条第1項に基づいて、「教育振興基本計画」というものを策定しております。その教育基本法第17条第2項には、「地方公共団体は、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるように努めなければならない」とあることから、国の計画を受けて、県も平成24年に「新大分県総合教育計画」を策定しております。このような背景から、宇佐市教育委員会におきましても、平成27年3月に「宇佐市教育振興基本計画」を策定したところであります。本計画は、「宇佐市が目指す教育」を実現していくための「3つのビジョン」と「10の取組の方向」、さらには、その取組みに基づいた「30の重点施策」で構成されていまして、「宇佐市総合計画」の下に位置付けされているもので、向う10年間の計画ですが、5年毎に見直しをすることとしております。そして、この計画が本総合教育会議において、教育行政の「大綱」として承認されましたことから、この「大綱」に沿って、「大人が学び、子どもたちが学ぶ教育の郷」を目指して取組みを進めているところです。

それでは、この「基本方針」(案)をご覧ください。重点施策や事業などは、これまでの方針を踏まえつつ、平成31年度に取組む新規事業や拡充事業、変更した事業について加筆、修正したものです。修正箇所は赤書きとしております。1ページ目をお開き下さい。31年度は、前期計画の最終年度になるため、「はじめに」の最後に、前期の最終年度として、改訂予定である今後の後期5年計画を見据えて教育分野の方向性を示し、という内容を加えております。そして、この基本方針の概要をまとめたものが「資料1」の資料になります。本日は、これを見ていただきながら説明をいたします。この表は、左2つが教育の方向を示す「10の取組」、そして次が取組の方向に基づく「30の重点施策」です。そして担当課名がありまして、その右側の欄に新規または重点をおく「具体的な施策」、そしてそれらの「事業の概要」があり、最後の「事業予定」の欄には具体的な内容をまとめています。それでは10の取組ごとに主要な施策を説明いたします。

まず取組1の「教育委員会の充実」では、重点施策1に「教育委員会の活性化」をあげており、具体的には、平成27年度から10年計画で策定した「宇佐市教育振興基本計画」について後期5年の改訂を行うこととしています。取組2は省略いたします。取組3の「義務教育」では、6つの重点施策があります。その内、重点施策3「安全・安心な学校づくり」では、「学校保健の充実」として、全小中学校でフッ化物洗口による歯と口の健康づくりに取組みます。次に重点施策4「学校施設・設備の充実」では、1点目、市内の小中学校について適正な規模等を検討するため、公立学校適正規模及び適正配置等検討委員会を年3回開催することにしております。また2点目、学校施設・設備の充実を図るため、国の交付金も活用して全中学校にエアコンを整備するとともにプール改修事業にも取組みをいたします。次に重点施策5「教育内容の充実」では、学校教育支援教員等配置事業として、複式学級改善のための臨時講師の配置や多人数学級支援教員及び習熟度別指導教員の配置等を行います。次に重点施策6「学習環境の整備・充実」では、ICT教育環境の整備として、小中学校に配置のパソコン等機器の更新を計画的に進め、効率的・効果的な情報通信環境の整備を図ることとしております。また国が示す「2018年以降の学校におけるICT環境の整備方針」に沿うとともに市長のご配慮をいただきまして取組みを進めてまいります。さらに重点施策7「地域に開かれた学校づくり」では、地域とともにある学校づくりを目指してコミュニティスクールの定着を図ってまいります。また地域学校協働活動推進事業では、地域全体で子どもの成長を支えるネットワークづくりに取組んでまいります。重点施策8「学校給食の充実」では、宇佐給食&食育フェスタ事業として、地元食材を利用した安心安全な学校給食づくりのための「給食フェスタ」を開催いたします。次は取組4の「特別支援教育」についてです。重点施策10「特別支援教育環境の充実」では、障害のある児童生徒等の教育の充実を図るため、特別支援教育支援員42名を配置し、学習支援や学校活動等の支援に取組みます。次の取組5「高等学校教育」では、重点施策11「小中高連携教育の充実」をあげており、連携型小中高一貫教育の推進や市内の高校への進学を推進するためのジョイント事業などに取組みます。重点施策12「奨学制度による支援」では、宇佐市奨学資金や藤・稲尾奨学資金などにより、修学が困難な生徒の支援を行ってまいります。次に取組6の「生涯学習」では、重点施策13「生涯学習施設・設備の充実」をあげており、社会教育集会所や公民館の整備計画を進めるとともにエアコン等の設備の充実を図ってまいります。重点施策15「図書館サービスの充実」では、図書資料の自動貸出し機等を導入することで図書館のICT化を進めてまいります。また重点施策16「読書活動の推進」では、家庭・地域・学校等と連携し、子どもの読書活動推進のため平成30年度中にとりまとめる「第三次宇佐市子ども読書活動推進計画」の実施に取組みます。取組7の「青少年育成」では、重点施策19に「地域「協育力」向上支援の充実」をあげております。これは、放課後に、公民館等におきまして、子どもたちに学習や体験活動を行う「放課後チャレンジ教室」を現在の8

教室から1教室増やすことで、子どもたちの社会性や自主性の育成に取り組むこととしております。重点施策20「家庭教育支援の充実」では、PTAと連携し、保護者の家庭教育に関する学習や相談に対応できるよう体制の充実や研修会等を実施してまいります。取組8の「人権教育・啓発」では、重点施策21「人権尊重社会の推進」をあげておりまして、社会教育集会所での学習会の充実、公民館での人権学習の開催、学校における人権教育の実践など社会教育や学校教育の中での人権意識の高揚に取り組んでまいります。次に取組9の「平和ミュージアム」では、重点施策23「資料館の建設」としまして、宇佐市平和ミュージアム構想の根幹である資料館の建設工事や展示制作業務の取組を進めてまいります。また、重点施策24「遺構群の整備」では、城井1号掩体壕や爆弾池等の保存整備を行うほか、兵庫県加西市・姫路市、鹿児島県鹿屋市とともに設立した「空がつなぐまち・ひとづくり推進協議会」の枠組みを中心に平和ツーリズムに関する諸事業に取り組んでまいります。最後に取組10の「文化財」です。5つの重点施策がある中、重点施策26「文化財の調査と保護」では、特別天然記念物オオサンショウウオの保護や史跡宇佐神宮境内保存整備事業及び史跡宇佐神宮境内等の保存活用計画の策定に取り組む、貴重な文化財の保護と継承に努めてまいります。重点施策27「文化財の整備と活用」では、史跡法鏡寺廃寺跡保存整備事業を進め、多目的に利用できる歴史公園として早期に完成できるように取り組んでまいります。最後に重点施策30「文化財愛護の啓発と普及」では、郷土の歴史や文化にさらなる理解を深めてもらうため「宇佐学講座」を開催するとともに文化財愛護少年団などの活動を支援し、文化財愛護の啓発と普及に努めてまいります。

以上で基本方針の概要についての説明を終わります。

○教育長

1点申し添えたいことがございます。取組と重点施策については教育次長が説明したとおりでございますけれども、基本方針の本文4ページをご覧ください。一番下の行の赤字のところですが、「国際社会に向けて羽ばたいていける人材の育成とともに、ふるさと宇佐において活躍する人材の育成を柱」とするという表記に改めています。この部分は昨年9月議会でもこういったことを私申し上げていますので後期計画を待たずに改訂をして行きたいと思っています。それから新聞で県内の人口推計の報道もございましたが、市の掲げる将来人口5万維持について教育においてもきちんと参画して参りたいという思いからの変更でございます。

○市長

ありがとうございました。ただいま教育委員会から説明がありましたが、ご意見、ご質問等はないでしょうか。

○市長

来年度予算にかかわる部分の記載もありますが、これは平成31年度予算に盛り込む予定ということでご理解をいただければと思います。

○古里委員

重点施策3の安全・安心な学校づくりの項目の①「学校の安全を確保・安心な環境づくり、防災教育・避難訓練の実施」についてですが、各学校ともに避難訓練、防災教育を定期的に積み重ね、その積み重ねが子ども達に蓄積され、いざという時の力になっていると思います。それはとても大事なことだと思います。自分の命は自分で守るという視点、自分たちの地域は自分たちで守るという視点、将来の防災リーダーとなるための資質を育成して行くといった視点とか、そういった視点から考えると、やはり地域ごとの防災訓練や避難訓練などが大事になってくるのではないかと思います。市のホームページを見ると、26年、27年と各地区で自主防災訓練をしておりますし、長洲校区では、長洲小学校の児童が参加して取組まれております。最近では災害が毎年発生しておりますし、どこで起きてもおかしくない状況にあります。高齢化に伴い地域の中には災害弱者がたくさんいますので、災害弱者の視点も持ち、その人たちも参加できるような自主防災訓練が、また、子どもからお年寄りまで地域ぐるみで取組むような自主防災訓練が必要ではないかと思います。市の防災マップを元にして、地域の色々なリスクやそれに対する対策とかを班ごとにマップ上でシミュレーションして課題を出したり、意見交換をしたりとか、そういったことによって地域のコミュニティも活性化していくのではないかと思います。地域と協働した避難訓練を広げられたらいいのではないかと思います。

○市長

貴重なご意見をありがとうございました。事務局から何かございませんか。

○学校教育課長

学校安全の中での避難訓練、防災教育についてですが、現状の小学校での避難訓練の取組みについては、どの学校も安全計画の中に位置づけて年に3回実施をしております。1回は、近年課題になっております不審者に対する避難訓練があります。あとの2回は、地震・火災についての避難訓練、それから、津波に関する避難訓練の年3回各学校で行っております。津波に関する避難訓練は、大震災後学校でも行われているのですが、各学校で、自分の学校の海拔などをきちんと頭に入れて、津波警報によっては、学校の屋上に避難するのか、屋上で足りない時には近くの高台に避難するというように実施しています。例えば四日市北小学校であれば、近いところでは西部中学校が高いので、そこに避難することを設定して訓練を行っております。

○市長

少し補足をしますけれども、避難訓練につきましては、現在自治会連合会の皆さんと連携をしていこうということで、市内には中学校校区が7校区ありますけれども、そこで最低1校区は連携をして避難訓練を行うという申し合わせをしております。例えば西部中学校校区ですと、今年は横山でとか、長峰でとか、そういった話をしながら避難訓練を実施しています。その際には、まちづくり協議会の皆さんができているところもあります。まちづくり協議会、自治区、小学校も一緒になって実施しているところもありますので、まずは訓練計画を作って、避難想定をして、避難を実践するということが非常に重要です。その中で委員がおっしゃったような地域との連携、協働、コミュニケーションを図るなどが培われますし、同時に子どもと一緒に避難することによって何か起こった時はこう動くのだということを自然に体で覚える。そういったことに繋がるのではないかと感じています。ただ実際には意識が高い自治区とそうでない自治区があります。本当は全自治区で行って欲しいのですけれども、今取組んでいるところが少数であるということが今後の課題だと感じています。

○教育長

そのことに関連して、今県立学校では、防災教育コーディネーターという役割を各学校の教員の誰かが担うようになっていきます。おそらく来年度からは各市町村立の学校についても同じようになろうと思っておりますので、来年度には更に地域との連携が図れるのではないかと思います。もとよりコミュニティスクールを導入しており、地域活力協議会とのメンバーともかなりの数重なっておりますので、有意義な活動が図れるようになるものと期待をしております。

○古里委員

佐伯市の例ですが、9月1日を防災デーにして訓練をしているようですけれども、我が家の防災対策というものを作って、防災の日にそれぞれ家庭ごとに○×でチェックをするという感じで、これを持って班長が、災害弱者の家に伺い声かけをしたり、防災の動きをなさらない方への声かけなどのきっかけになるかと思えます。日頃のきっかけを作って、例えば家具が倒れそうだと聞けばそれを固定するといった動きにつながると思えますので、地道な活動も必要だと思います。

○市長

ありがとうございます。教育基本方針の中にそこまで盛り込むと守備範囲を超えているところもあるかなと思っておりますので、委員のご意見を防災部局に伝えて何か検討してみたいと思えます。ちなみに南海トラフ地震については、今後30年ぐらいの間に以前は70パーセントぐらいの確率で起こると言われていたものが、70パ

一セントから80パーセントの確率で起こると上方修正されました。若干振り返ってみますと、大きな南海トラフの地震が起こったのが1700年頃に1回、幕末の1850年頃に1回起こっています。その後は終戦の翌年の昭和21年に大きな地震が起きている。そこからすると70年起こっていない。これから30年経つと100年起こっていないことになります。それだけプレートが潜り込み、それだけのエネルギーが溜まった状態になっていますので、いつか大きな地震が起こる。ということで今後30年の間に70パーセントから80パーセントの確率で起こるだろうと予測されています。記録によりますと、佐伯の方では津波高が20メートルくらい、宇佐市の方では津波高が3メートルくらいの想定になっています。堤防高は3.5メートルありますので、今の状況からするとギリギリですけれども、例えば満潮だったとか、大雨が降って川が溢れるような時に満潮で同時に地震が起こったとか、そういった色々なことを考えると決して樂觀できません。また、震度が以前は5強でしたが、今は6弱に上方修正されていますので、しっかりと対応をしなければならぬと思っています。皆さん意識はあるのだけれども、いざ行動論となるとまだまだ意識が足りないというのが実感です。それは私ども全体の課題でもありますので、危機管理課でしっかりとやって行きたいと思えます。

○市長

他にございませんでしょうか。今回はタブレットを入れてICT教育に力を入れようということで来年度予算に盛り込まれていますので、その点についてはいかがでしょうか。

○河野教育長職務代理者

便利な側面もあるのですが危険な側面もかなりはらんでいます。残念ながら保護者のそういう習熟度が機械の発展に追いついていません。逆に子どもの方が追いついているという状況でございます。便利な反面危険なこともあるのだという教育をしていただきたいと思えます。今はネットモラル教育ということもされていますが、どうしても対岸の火事と言いますか、テレビの中での出来事みたいになってしまうのですが、今の女子大学生の事件がネット環境からのスタートで、保護者、親が知らないという状況があります。それにはセーフティロックとかもあるのですが、子どもが簡単にロックを解除できますので、やはり危険性も一緒に教育をしていただきたいと思えます。先ほどの国際社会に向けて羽ばたいていくためには、そういった環境を有意義に使えるような教育が必要だと思えますのでよろしくお願い致します。

○市長

その点について事務局はどうですか。

○学校教育課長

環境を整える一方で危機管理意識、情報モラル教育を一層充実させていくことが必要であるということはそのとおりでございます。個人情報の取扱い、危険性の対処とかを含めて、PTAとの協働により情報モラル教育の講演や講習などを行っている学校が多くございます。情報モラルの3つの視点としては、日常モラルを育てること、インターネット、機器、サービスなどの仕組みを十分に理解するということが、日常的なモラルと電子機器の仕組みとを組み合わせるということが大事だと思います。たくさんの情報が流れている中で本当に正しいか、そうでないかをきちんと見極める目を育てていかなければいけないと思います。そういったところを今後重要視して行きたいと考えております。

○市長

タブレットを使った授業は、こういった授業のイメージになるのか教えていただけますか。

○学校教育課長

有効と思われるのが、自分の考えを書いたノートをカメラで撮影して、それを大きな前の画面やそれぞれの手元のタブレットに映して、それをみんなで見て1人1人の考えをより発表しやすく、表現しやすく、相手に伝えやすくなるという部分があると思います。調べ学習などにも十分活用できると思います。また、今後デジタル教科書の導入についても、一斉にというのは難しいと思いますけれども、モデル的に取り入れながら、デジタル教科書は視覚に訴えますので、特別に支援が必要な学習に向にくい子どもたちが興味・関心を持ち学習に向かっているということもありますし音声も出ますので、より充実した学習や授業改善が図れると思っています。そういった使い方については、各学校では講師を招いてのICTの研修がかなり進んでいますので、有効な使い方については理解できていると思っています。

○河野教育長職務代理者

先ほどデジタル教科書の話がございましたが、基本的にはペーパーレスという方向性がございませうか。経費や自然環境保護という観点からペーパーレス時代に突入しているのですが、教育においては、耳で聞くだけではなく、書くことが重要だと思いますので、方向性があれば教えていただきたいと思っております。

○学校教育課長

デジタル教科書のみではなく、紙の教科書と併用ということで認識をしております。先々のことはわかりませんが、現時点では紙との併用と思っています。

○佐藤委員

国の基準では3人に1台、宇佐市は1人1台ということで大変恵まれています。懸念するのはこれに偏りすぎて、例えばタブレットによって自分の考え方を伝えることが上手になりますが、それによって言葉関係や書き方関係が少しおろそかにならないかと危惧をしています。いかがでしょうか。

○学校教育課長

そういう危惧もあろうかと思いますが、それに偏ることなく、有効な場面で有効に使って行くようにしていかなければいけないと思っています。

○市長

補足しますと、1人1台といいますが、小学生から中学生まで全員に1台ずつということではなく、その学校の最大のクラスでタブレットを使った授業ができるようにしようということで、最大のクラスでもれなく1人1台が行き渡るように整備をするということです。先生用も含めて850台くらいで足りるということです。タブレットを使った授業は年に何回くらいあるのでしょうか。

○学校教育課長

国の指針では、1人1日1コマ、1日に1時間はどの学級もタブレットを使える環境の実現を目指しているということです。

○古里委員

2020年から始まるプログラミング教育については、教職員にも得意な人と苦手な人がいると思いますが、子どもたちに教育ができるように教職員の研修はどの程度進んでいますか。

○学校教育課長

プログラミング教育については、子どももまだ勉強不足のところもありますけれども、県の方でも、徐々にプログラミング教育に関する研修を増やして行くようになっていきます。それからICTスマートデザイナーといいますが、各教育事務所に1人ずつくらい、ICTの授業を推進する先生方を指定して、その先生がICTを使った授業を広く公開するといった形で進めているところもあります。宇佐市も昨年度まで2年間、1人ICTスマートデザイナーの先生がいて公開授業をしていました。そういう授業があることをお知らせして、希望の方は中津市に研修に行ったりとか、研修は進んでいると思っています。

○教育長

補足させていただきます。プログラミング教育は、プログラマーを養成する教育ではありませんし、プログラミング言語を習得するものでもありません。そうではなく社会人になってからあらゆることに必要な手順や段取りをきちんと考えて整理する能力をつけようというものです。例えば、プログラムで三角形を書くのであれば、何センチ分起点から進んで、角度を何度曲がる、そして同じセンチ進む、それを繰り返してゴールで止まる、という手順をきちんと整理しましょうということです。社会人になって仕事をする上でも情報収集とか、関係者と話をするとか、会議であれば案内文が必要とか、そういったことを客観的に物事を考えるために必要な教育というふうに私は理解しております。考え方によっては、かなりアナログなプログラミング教育もあり得ると思います。

○市長

今の話からするとどちらかというとプログラマーよりSE（システムエンジニア）のような仕事だと感じました。今の話は、例えば一連の事務をどのようにスタートして、ここでこのような処理をするとか物事を整理して、最初にその流れを作って、それをシステム化する時の考え方とか、通常の事務処理でも整理すると、ここではこのような事務が発生するという一連の流れを書いてというような頭の整理をするようなものでしょうか。

○教育長

工程管理に近いのではないかと思います。

○市長

その他何かございませんでしょうか。

平成31年度宇佐市教育行政を進めるにあたってはこのような方針で望むということによろしいでしょうか。ありがとうございました。次に2点目の「子どもの安全対策について」の説明をお願いします。

○教育総務課

教育総務課の出口でございます。「子どもの安全対策について」説明をいたします。資料2をご覧ください。宇佐市では平成28年度にこども園で刃物を持った男が侵入して児童や職員にケガを負わせる事件が発生したほか、他県では小学生が下校中に事件に巻き込まれたりするなど、これまで以上に子どもの安全対策が求められる事案が発生しています。子どもの安全対策については、自然災害や不審者の侵入に対する対応など、学校安全を取り巻く様々な課題に対応できるよう、学校全体として取り組む体制を整備・充実させるとともに、学校・家庭・地域・関係機関との連携

を強化する必要があります。こうした中、国の動向といたしましては、学校保健安全法に基づき、学校安全の推進に関する施策の方向性と具体的な方策を示した「学校安全の推進に関する計画」を策定しており、本計画に基づき、各学校において危機管理マニュアルの策定が義務付けられています。これを受けて、大分県及び宇佐市では、それぞれ所管している学校において「未然防止策」「発生時対応」「事後対応」を含めた危機管理体制の構築を図り、子どもの安全対策を実施しているところでございます。次に、宇佐市の子どもの安全対策に関する主な取組といたしましては、各学校において危機管理マニュアルを策定し、危機管理体制を整備しているところでございます。次に、「各学校における安全管理体制の確立」でございますが、全小中学校にはAEDを設置するとともに、教職員を対象にAEDを使用した普通救命講習を実施しているほか、各学校では、災害や不審者侵入等に備え、学期ごとに避難訓練を実施しているところでございます。不審者対応や緊急時における迅速な対応を図るものとして、さすまたを準備しています。次に、「子どもの安全見守りボランティア」でございますが、各学校において、教職員、PTA会員、交通指導員、地域ボランティアによる「子どもの安全見守りボランティア」を活用し、地域の実情に合わせ、登下校指導などの活動を実施しているところでございます。次に、「通学路交通安全プログラム」でございますが、各学校において通学路の安全点検を行い、その改善要望箇所について道路管理者、警察関係者とともに現地調査を行い、対応可能箇所に優先順位を設け、交通安全対策を計画的に実施するものでございます。交通安全に関しては、2月4日に宇佐市防犯協会様等から小学校6年生469名に自転車のワイヤーロックの寄贈をいただく予定になっております。また、新一年生が入学する際には、防犯ブザー、笛、反射タスキ、ステッカー等の寄贈を受けております。

○市長

ありがとうございました。以上で説明が終わりましたけれどもご意見やご質問などありましたらお願いします。

○古里委員

子どもの安全を守る危機管理マニュアルについてですけれども、小学校4年生の子どもが父親の虐待で亡くなったというニュースがありますが、そういった場合のマニュアルがどうなっているのかお尋ねします。

○学校教育課長

そのニュースに関わる部分については、子どもの虐待を見つけた場合は、直ちに通報して児童相談所などと連携をとるということを徹底しているところであります。

○市長

心の痛むお話でしたけれども、学校がこれは秘密にしますからアンケートを書いてくださいとしたにもかかわらず、千葉県野田市の教育委員会が、父親から厳しく言われたと思いますが、それをお見せしたらこんなことを書いているということでした。そういった課題がないかどうかについてですが、宇佐市の教育委員会としてはいかがでしょうか。

○学校教育課長

虐待に限ったものではありませんが、年に3回いじめに関するアンケートを実施しております。その中で周りの友達との関わりでいじめを受けているとかの記載があった場合には、すぐに個人に聞き取りをして、きっちりと状況を把握し、対策をするようになりますし、虐待に関しても子どもの毎日の生活を見たり、体育で半袖になったときなどで、おかしいなと思ったときには、すぐに対応しております。虐待の場合はすぐに措置をすることができるとなっておりますので、児童相談所に通報してといったことで素早く対応をするようにしておりますし、実際何件かそういったケースもございました。

○古里委員

そういうアンケートなどは、絶対に見せるということはないということですね。

○学校教育課長

はい。ただ本人には聞き取ります。

○教育長

いじめのアンケートであっても今回の事件のように親からされているという案件が入ってくることもあります。アンケートの前提が人には見せないということであれば当然学校側は見せることはないと思いますし、教育委員会としても、それを守ることが当然であります。学校現場では往々にして、保護者は絶対に悪い人ではないんだ、警察のお世話になるのはどうか、という考え方もありますけれども、程度の問題でもありますから、どうしても警察のお世話になることもあります。それは恥ずかしいことではないのだと、事案は全く違いましたけれども、そういうことを学校に申し上げたこともありました。

○市長

ありがとうございました。いずれにしてもあのような事件が起きないよう社会全体で取り組んでいかないといけないですね。他にございませんでしょうか。

○松永委員

自然災害にしても、不審者にしても、交通安全にしても、世の中の流れといいますか、この4、5年の間にずいぶん変わってきたと思います。自然災害は、前は大きな台風が来た時にだけ注意すればということだったのですが、毎年のように梅雨時期や雨が多い時期に自然災害が発生しやすい状況になっています。また、不審者の侵入についても、いつ、どういう状況で、どういう人が現れるか予想がつかないような状況が全国的に多く出てきました。通学路の交通安全にしても、最近が高齢ドライバーが非常に多くなりましたし、アクセルとブレーキを踏み間違えた事故が日本全国で増えました。そういうところから考えてみても最近世の中が変わってきていると思います。学校現場だけではなく、地域社会で見守っていかないといけない現状にあるのかなと思います。特に子どもたちを守る上では、学校にいる時に災害が発生した場合の下校や不審者が出た時の対策は、学校ごとには訓練をやられているのでしょけれど、年ごとに状況が変わってきていますので、毎年同じものではなくて、世の中の変化に対応して変えてほしいと思います。

○学校教育課長

おっしゃるとおりで、以前でしたら不審者に対応する避難訓練等はあまりなかったと思いますが、大阪の池田小学校の事件が契機だったと思いますが、学校に不審者が来た時の対応マニュアルや訓練とかが入ってまいりました。社会の変化に合わせた学校での子どもへの教育は非常に大事だと思っております。

○市長

ありがとうございました。学校現場も時代に合わせて対応をお願いしたいと思います。他にございませんでしょうか。

○佐藤委員

中学生のヘルメットの問題についてですが、院内地域では、院内中学校が学校の方針として登下校は全て。それについて聞いてみますと、小学生の時からそれが身についていたと聞きました。院内地域には、院内北部小学校、中部小学校、南院内小学校の3校があるのですが、それぞれヘルメットの問題は、学校でも、PTAでも出ていましたが、なかなかきっかけがなかった。ところが院内北部小学校でプライベートの自転車遊びの時にケガをされた。それをきっかけに北部小学校では学級PTAが中心となって5年生と6年生だけはプライベートの時でも必ずヘルメットを被るということを数年前から進めています。4年生以下については、去年の9月頃からそういう話を学級PTAで抑えていこうと。全校一斉は、なかなかということで細かく進めているようです。同時に小学校で使ったヘルメットは中学校でもそのまま使えるという形で、小中の連携ができつつあると思います。中学校だけではなく小学校でも、そういった促進の仕方、手法を変えていった方がうまくいくと

思います。

○市長

ありがとうございました。ヘルメットの着用議論は、どのようになっていますか。

○学校教育課長

佐藤委員がおっしゃられた中学校だけではなく小学校からもということですが、小学校の保護者と先生方との協議の中で、小学生も日常的にヘルメットを着用しましょうという運動が今各小学校では進んでいると聞いています。課題の中学生についてですけれども、市P連から年度当初の4月にそういう方針が出され、その後の取り組みとしては、私どもからその活動目標について各中学校の単Pでしっかり論議してもらいたいということを申し上げましたし、市P連からも各学校のPTA会長などにお話をしたということです。現段階では単Pの2役又は3役と学校長、職員の中で話を進めていると聞いております。市P連がそういう活動目標を掲げていただいたということで、子どもの命を守るのは保護者の役目ということを前提に置きながら、保護者ができること、学校でできることは何かを、今双方で協議をしている段階であります。なかなか一足飛びに例えば、自転車通学の時にはヘルメットを被る決まりにすることは簡単なようにありますが、保護者の意識、子どもが自分から命を守るためにはヘルメットを被らなければいけない、被った方がいいと思う意識を高めることも学校教育の中では必要であります。子どもたちに対する安全教室とか便りの中で命の大切さと結びつけながらヘルメットを被りましょうと呼びかけを強化しながら各中学校では進めているところであります。

○市長

ありがとうございました。一斉施行にはまだ至らないということですね。

○学校教育課長

今まで決まりがあったところが色々な経緯の中でその決まりをなくさざるを得なかったという状況の中で先ほど言ったように、子ども達自身の意識、保護者の意識を高めていただいているところです。

○市長

全県的には、ほとんどの中学校はヘルメットの着用が義務化されています。さらに高校生でも被ろうかという流れの中で、宇佐市ではなかなか進んでいないことを、私としては懸念しています。こういう状況の中で仮に事故が起こって、ヘルメットを着用していれば大事に至らなかったのに、着用していなかったために大きなケガをしたということになりかねません。やはり命が一番大事ですので、それを踏まえ

て学校現場と保護者の皆さんで良い方向に急いで合意形成できるようにお願いしたいと思います。

○河野教育長職務代理者

市P連の話になりますけれども、ヘルメットの一斉着装については昨年の5月に活動目標を策定して、その後に保護者意識のアンケートをとりまして、それを集約いたしました。それについて今学校でどういった取り組みをしているかということをも1月中に提出していただくようになっております。2月13日に学校長と基本的には単Pの会長が保護者代表として、そういった会議をします。その時にどういった意見が出るかですが、基本的には、一斉には無理だということだと思います。できるところからして行くという形にしないと先ほどの防災訓練などと一緒に地域間の温度差がございいますので、できるところは年度の初めから、途中からでもできるところは順次して行こうと。また中学校によっては、今までは自転車通学できる距離を指定をしていたのですが、生徒の数が減って駐輪場が確保できるようになったので、希望者に自転車通学を認めたらどうかと。その時にはヘルメットは当然必須なので、そういったやり方もありかなと思います。通常使わない人に被れと言ってもなかなか難しいので、そういったやり方もあると思います。ヘルメットの自由化という呼び方をしていますが、今までの指定ヘルメットのようなものではなくてスポーツのようみんなが被りたくなるようなヘルメットを選べるようにというふうにしています。

○教育長

先ほど市長からも県でヘルメットの着用を進める動きがあるという話がございました。高校での話と聞いていますが、高校で話を進める以上中学校においてはもう済んでいるという前提で県全体では考えられているところです。先日教育長会議がございました。県の教育長の話の中でヘルメットの話が出てまいりまして、事実上名指しで一部の自治体では、まだ中学校単位でヘルメットを被っていない学校もあるというご指摘をいただいているところであります。私も中学校に足を運んで校長にも話を聞いたりしております。教員としてはもちろんヘルメットを被らせたい、被って欲しいという思いはありますが、実現までの間の何が障害であるのかということを考えあぐねているところもあります。ただ聞いた中ではPTA会長などと前向きな話が進んでいて4月は無理でも来年度中にかなり前進が期待できる中学校もあるようでございました。

○市長

現状について共通理解ができたのではないかと思います。今後の進展に期待をしたいと思います。他にございませんでしょうか。

○河野教育長職務代理者

先ほどの危機管理マニュアルの考え方についてですが、例えば、以前であれば不審者の定義は凶器を持っている人とかが不審者の定義だったと思いますが、今は定義が分りにくいというのが私の実感です。先ほどから話に出ている10歳の女の子の事件では一番の身内である親が危険人物だった。あるところではPTA会長で、あれぐらい熱心な人がこんなことするのかということもございました。固定概念で、例えば知らない車でうろろうろしている人が不審者だという決め方がいかなのかというところがあります。先ほどのいじめとか虐待についても見えないところで暴力を振るっていたということもございます。例えば、着ている服が1週間同じとかをチェックするチェックリストみたいなものが必要になるのではないかと思います。マニュアルとかではなくて日々見られるもの。毎日ではなくてもいいのですが、例えば水曜日であれば水曜日に子ども達をチェックしたり、来校した方を疑うのではなくて変わった雰囲気はないかとかをチェックリストでチェックしたり、そういうことも必要ではないかと思います。私が学校に行っても皆さんはそういう目で見ないと思います。そういった固定概念があるからです。そういった固定概念を除く、切り口を変えるということも大事だと思います。あまりマニュアルとかに固執してしまうと見落とすことがあると思います。正しい人はどんな角度から見ても正しいはずです。疑うのではなくてそういった見方、確認をする認識があればということです。

○学校教育課長

近頃不審者情報の提供が色々な所からありますが、例えば子どもが下校途中に通りすがりの自転車に乗っている人から「バイバイ」と声をかけられたときに、その人は不審者ではないかということで学校に連絡があり判断が難しいと思っています。

○市長

臨機応変、ケースバイケースということになりますね。色々な事案が発生した時にこういうところに気をつけないといけない、こういうときにはこうしようと事前にある程度シュミレートしてマニュアル化して行くことも必要かなと思います。そこは最終到達点ではないとの認識で、時代に応じてそのマニュアルは見直されるべきでありますし、マニュアル以外のことも当然起こり得ることに注意してということですね。

○市長

2点目の「子どもの安全対策について」は、この程度にとどめたいと思います。3点目の「意見交換」について何かございませんでしょうか。

○佐藤委員

今子どもを守る地域力、教育力が非常に低下しております。以前は所々に厳しいおばちゃんやおじいちゃんがいて声かけをしていましたけれども、今はそういう方がほとんどいない。そこでコミュニティスクールやまちづくり協議会等が存在するというのは非常に大きな力になるのではないかと思います。まちづくり協議会の中に子どもの安全対策関係の担当を作っていただいて時折見守りや声かけをしていただくような方法をお願いしたらどうかと思いました。学校によっては塀や門がきちんと整備されているのですが、田舎に行くところからでもイノシシやシカが入ってくる。どういう人が入ってもタッチできない。そういう状況の中で子どもを守ることは本当に厳しいと思います。そういう厳しい中で私たちの一番の頼りになるのは近隣に住んでおられる住民の方たちだと思います。そういった意味で周辺の人たちと常にコミュニケーションを図っていないと、いざという時に動いてくれないのではないかと思います。いい時だけあるいは悪い時だけ呼ぶのではなくて常日頃からコミュニケーションを図って地域と学校をつないで行かなければ、いざという時に動いてくれない。また、例えばイノシシが入ってきても学校では処理できないと思いますが近隣のおじいちゃん、おばあちゃんは対処の方法を知っている。そういう時にすぐ声かけができて応援に来てくれるのは地域の住民しかないと思います。そういった意味で、コミュニティスクールもできましたし、まちづくり協議会、そして公民館の三者で進めていただきたいと思います。

○市長

コミュニティスクールの話がありましたが現状等について何かあればお願いします。

○学校教育課長

今年始まったばかりでまだ手探りの状況ですが、一番の目的は学校の課題を地域の方々と共有して主体的に取り組み、対策をしていただける。そういったことが最大の目的であります。今は年3回ほど話し合いを持っているようですけれども委員の数もまだまだ足りない状況にありますので今後広げていきたいと思っています。

○市長

先ほどのような話が出たことをコミュニティスクールの中で話していただいて、学校が準備したテーマについてご意見をいただくだけではなくて、コミュニティスクールの委員を通じて、地域から声かけをしていただけるような、地域にお願いできるような関係にあってもいいのかなと感じます。

○教育長

コミュニティスクールを整備しなさいということが国の法令でいわれています。地域コーディネーターのようなものを校区ごとにおいて、コミュニティスクールのメンバーに参画してもらい、そして学校の困り、地域の願いをつなぐ役割が期待できる人選をして欲しいということが書いてあります。今年度そういう人選をして欲しいと学校にも来ておりますし、来年、より改善できればいいと思います。

○教育長

前回の総合教育会議の中で市長からお尋ねのありました土曜授業についてです。土曜授業の変更に先立って必要だった学校の空調設備の導入ですが、おかげさまで小学校に続いて、中学校では普通教室でもなんとか今年度中に工事の入札までこぎつけられそうであります。これから3月中に予定している入札の成否はありますが、入札の不調がなければ予定どおりに進められるかなというところでありまして。それを踏まえて平成31年度には間に合わないかもしれませんが、エアコンが整備されるであろう平成32年度の土曜授業をどうするかということを、今後学校と教育委員会とで協議をする予定にしております。

○市長

土曜授業のあり方についてです。平成31年度中に空調設備の整備が完了するので、それに合わせて検討するというところでございます。委員の皆様から方向性等についてご意見があればお願いします。

○市長

前回の総合教育会議でも申し上げましたけれども、宇佐市がいち早く土曜授業に全市一斉に取り組んで、画期的なことだったのですが、他の市教委を見ると夏休みを短縮する動きになっています。スポーツクラブなどの大会と土曜授業がバッティングして参加できないということでございました。一方で夏休みを短縮すると暑い中で健康上の問題もあるので短縮していいのかということがありましたが、空調設備は平成31年度中に整備が完了するというところでございます。ここで一旦土曜授業の成果等も踏まえて、今後どうあるべきかということを検討する良い時期ではないかと思っておりますので、皆さんで方向性等についてご議論いただければと思います。

○市長

以上で本日の協議・調整事項を終わりたいと思います。皆さん貴重なご意見を大変ありがとうございました。それでは進行を事務局にお返しします。

○総務課長

長時間に亘りありがとうございました。以上をもちまして平成30年度第2回宇

佐市総合教育会議を終了いたします。次回は、定期開催として、本年10月を目途に「平成31年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価に関する報告（平成30年度対象）について」を協議・調整事項の議題として開催したいと考えていますので、よろしく願い申し上げます。本日はありがとうございました。